



「道の駅」について

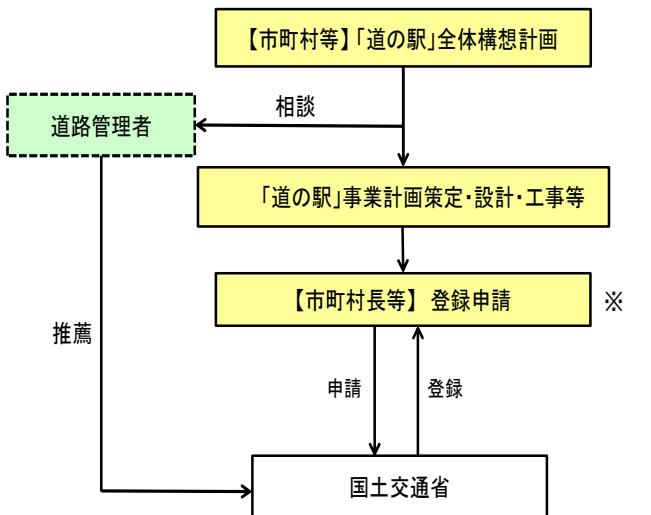
「道の駅」は道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、24時間利用できる「休憩機能」、道路・地域情報などを提供する「情報発信機能」、文化・観光施設などの「地域連携機能」の3つの機能を備え、地域とともに個性豊かな賑わいの場を創出します。

「道の駅」は市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置し、市町村長からの登録申請により、国土交通省が登録します。

整備は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類の方法があります。

駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設
※道路管理者又は市町村等で整備

地域振興施設
(文化教養施設、観光レクリエーション施設など)
※市町村等が整備



※申請は、各地方整備局を經由

《トピックス》 重点道の駅

～地域創生の核となる「道の駅」の優れた取組を応援～

公募概要

○地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置、又はリニューアル等の企画提案を公募し、優れた企画を重点支援として選定

支援内容

＜ハード的な支援＞

○道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、直轄道路事業及び社会資本総合交付金等の重点配分等により、国土交通省が支援

＜ソフト的な支援＞

○自治体・関係機関による協議会を設け、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップ体制の構築。